

第63回 岡山市第二農業委員会総会議事録

- 1 招集の日時 平成28年 8月18日(木) 午前10時00分
- 2 開会の日時 平成28年 8月18日(木) 午前10時00分
- 3 閉会の日時 平成28年 8月18日(木) 午前10時23分
- 4 会議の場所 岡山市東区西大寺南一丁目2番4号 岡山市東区役所3階 多目的ホール
- 5 委員の番号及び氏名並びに出席, 欠席の別

定数26名 出席23名 欠席3名

議席番号	氏名	出欠の別	議席番号	氏名	出欠の別
会長(23)	上岡 耕一	出	13	鏑川 吉正	出
職務代理者(7)	浮田 孝允	出	14	水内 清郎	欠
1	岸本 博	出	15	岡本 五樹	出
2	近藤 浩夫	出	16	難波 勝利	出
3	岩居 晴男	出	17	赤井 史人	出
4	今東 徳雄	欠	18	長田 孝之	出
5	塩 飽 幹 廣	出	19	田淵 勉	出
6	石田 始	出	20	藤田 眞樹	出
—	—	—	21	延澤 強哉	欠
8	岡崎 章二	出	22	花口 弘行	出
9	岡崎 利祐	出	—	—	
10	岡崎 浜雄	出	26	藤原 忍	出
11	川間 昌徳	出	27	磯谷 和行	出
12	岸本 行雄	出	28	森山 幸治	出

6 農業委員以外の出席者

事務局	担当局長	山神 一正	参事	箕浦 勝宏
	次長	真田 明彦	農地担当課長	万代 幸男
	担当課長補佐	佐藤 孝司	担当係長	入江 貢
	副主査	大橋 和之	副主査	柴田 美佳

7 傍聴者 0名

8 議題

第1号議案 農地関係申請等について

申請等(1) 農地法第3条の規定に基づく許可申請について

を超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

2番から5番は受人が同じため、同時に説明します。2番から5番はすべて増反による所有権移転です。受人は現在、約49アール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積30アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

以上です。

議 長 中区協議会の協議の模様をお願いします。

塩飽委員 1番から5番までの5件について審議した結果、事務局の説明のとおりであり、許可意見としています。

議 長 以上の報告について何かご意見、ご質問はありませんか。

全 員 異議なし。

議 長 次に東区協議会の説明を事務局からお願いします。

大橋副主査 1ページ6番、受贈による所有権移転です。受人は、現在、約1.4ヘクタール農地を耕作しており非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題がないこと、下限面積50アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

7番、増反による所有権移転です。受人は現在、約7.4ヘクタール農地を耕作しており非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積40アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

8番、増反による所有権の移転です。受人は現在、約43アール農地を耕作しており非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積40アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

9番、増反による所有権の移転です。受人は現在、約70アール農地を耕作しており非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積40アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

以上です。

議 長 東区協議会の協議の模様をお願いします。

赤井委員 6番から9番までの4件について審議した結果、事務局の説明のとおり、許可意見と
しています。引き続きのご審議をお願いします。

議 長 以上の報告について何かご意見、ご質問はありませんか。

全 員 異議なし。

議 長 それでは申請等(1)について、1番から9番までの9件を許可と決定してよろし
いか。

全 員 よろしい。

議 長 それでは、申請等(1)について、全件を許可と決定します。

次に申請等(2)農地法第4条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。
事務局から中区協議会の説明をお願いします。

柴田副主査 2ページ1番、申請地は農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判
断され、転用目的は自己専用住宅です。受人は現在、スウェーデンに居住して
いますが、退職により帰国するため、実家に近い申請地に自己専用住宅を建築
しようとするものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。転用面積・
被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

以上です。

議 長 中区協議会の協議の模様をお願いします。

塩飽委員 1番の1件について審議した結果、事務局の説明のとおりであり、許可意見として
います。

議 長 以上の報告について何かご意見、ご質問はありませんか。

全 員 異議なし。

議 長 次に東区協議会の説明を事務局からお願いします。

大橋副主査 2ページ2番、申請地は農用地区域内の農地で、転用目的は農地改良の一時
転用です。一時転用期間は平成29年1月10日から平成29年1月31日ま
です。申請人は現在約34アール耕作しておりますが、収益の良いブドウの
作付けするため申請地を畑に改良しようとするものです。申請地は農用地です
が、不許可の例外要件である一時転用です。転用面積、被害防除計画等、一般
基準上も問題ないと思われま。

以上です

議 長

東区協議会の協議の模様をお願いします。

赤井委員

審議した結果、事務局の説明のとおりであり、許可意見としています。

議 長

以上の報告について何かご意見、ご質問はありますか。

全 員

異議なし。

議 長

それでは申請等（２）について、１番から２番までの２件を許可と決定してよろしいか。

全 員

よろしい。

議 長

それでは申請等（２）の２件について、許可と決定します。

次に申請等（３）農地法第５条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。
事務局から中区協議会の説明をお願いします。

柴田副主査

３ページ１番、申請地は都市計画法第８条第１項第１号の市街化区域から調整区域の用途指定地区に変更になった３種農地と判断され、転用目的は自己住宅で使用貸借権を設定します。受人は現在、東区可知三丁目の借家に居住していますが、子どもの成長に伴い、手狭になったため、実家に近い申請地を弟から借り受けて自己住宅を建築しようとするものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

２番、申請地は農地の広がり１０ヘクタール未満の２種農地と判断され、転用目的は自己専用住宅で所有権を移転します。受人は現在、中区福泊の借家に家族４人で居住していますが、子どもの成長に伴い家財道具が増えて手狭になったため、妻の実家が近く、両親の面倒をみやすい申請地を譲り受けて自己専用住宅を建築しようとするものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

以上です。

議 長

中区協議会の協議の模様をお願いします。

塩飽委員

１番から２番の２件について審議した結果、事務局の説明のとおり、許可意見としています。引き続きのご審議をお願いします。

議 長

以上の報告について何かご意見、ご質問はありませんか。

全 員

異議なし。

議 長

次に東区協議会の説明を事務局からお願いします。

大橋副主査

3 ページ 3 番, 申請地は東区役所から 5 0 0 m 以内に位置する 2 種農地と判断され, 転用目的は老人デイサービスで所有権を移転します。受人は現在中区米田で介護事業を営んでおりますが, 米田の施設は利用者が限界に達しており, さらに申請地の近隣住民で米田の施設利用者からもデイサービス, ケアサービス施設の利用について要望があるため, 申請地を老人デイサービスに転用しようとするものです。農地区分と転用目的は問題ないと思われます。転用面積, 被害防除計画等, 一般基準上も問題ないと思われます。

以上です。

議 長

東区協議会の協議の模様をお願いします。

赤井委員

3 番の 1 件について審議した結果, 事務局の説明のとおり, 許可意見としています。引き続きのご審議をお願いします。

議 長

ただいまの報告に対してご意見, ご質問はありませんか。

全 員

異議なし。

議 長

それでは申請等 (3) の 3 件について, 許可と決定してよろしいでしょうか。

全 員

よろしい。

議 長

それでは, 申請等 (3) の 3 件については許可と決定します。

次に, 申請等 (4) 岡山市農用地利用集積計画の決定について(利用権の設定), 別紙 (5) 岡山市農用地利用配分計画(案)に対する意見について関連がありますので事務局から同時に説明を願います。

大橋副主査

申請等 (4) 利用権の設定については, 4 ページ 1 番から 5 番までで, 農地中間管理機構である担い手育成財団が行う農地中間管理事業で中間管理権を設定するため, 利用権を設定するものです。以上の計画内容は農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の各要件をみたしていると考えられ, 東区協議会では承認意見となっています。

別紙申請等 (5) の農用地利用配分計画 (案) をご覧ください。申請等 (4) で中間管理機構が中間管理権を設定する農地を利用者に配分する計画 (案) の意見を岡山市より求められているものです。詳細はお手元の利用配分計画書の集計表と各筆明細をご覧ください。第二農業委員会分は東区で 2 2 筆, 2 7, 0 0 7 m²となっています。計画内容は, 農地台帳への登録状況, 受人の経営面積, 人・農地プランへの適合性等から農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 8 条第 4 項の各要件を満たしていると考えられ, 東区協議会では「原案は適当である」との意見となっています。

なお、総会後に岡山市東区農林水産振興課へ意見を返した後については、この農用地利用配分計画（案）は、農地中間管理機構の担い手財団に提出され、その後、財団が岡山県に認可申請を行い、県知事が認可、公告を行います。予定では、貸借が平成28年11月1日になっています。

以上です。

議長 以上の説明について、何かご意見ご質問がありませんか。

全員 ありません。

議長 それでは、申請等(4)岡山市農用地利用集積計画の決定について(利用権の設定)は決定とし、別紙申請等(5)岡山市農用地利用配分計画(案)に対する意見については、原案は適当であるとの意見とします。

次に申請等(6)農地法3条の3第1項の規定に基づく届出について、事務局から説明をお願いします。

柴田副主査 5ページ1番、相続により所有権を取得しています。あっせん等の希望はなく、引き続き貸付けします。

2番、相続により所有権を取得しています。あっせん希望はなく、届出人で耕作します。

3番、相続により所有権を取得しています。あっせん希望はなく、自作地は届出人で耕作し、貸付地は引き続き貸付します。

4番、相続により所有権を取得しています。あっせん等の希望はなく、届出人で管理します。

5番、相続により所有権を取得しています。あっせん等の希望はなく、届出人で管理します。

以上です

議長 以上の説明について何かご意見、ご質問はありませんか。

全員 異議なし。

議長 それでは、申請等(6)農地法第3条の3第1項の規定に基づく届出について、5件を受理と決定します。

次に報告について、事務局から説明をお願いします。

大橋副主査 報告(1)4条届については、6ページ1番から6番の6件です。転用目的は露天駐車場が1件、分譲住宅地が2件、共同住宅が1件、貸ガソリンスタンド用地が1件、農業用倉庫が1件で、専決日は備考欄のとおりです。

報告(2)5条届については、7ページ1番から9ページ15番の15件です。転

用目的は露天駐車場が2件、分譲住宅地等が5件、貸店舗が1件、敷地拡張が1件、戸建住宅が1件、共同住宅が1件、マンション用地が1件、自己専用住宅用地等が2件、土地分譲地、共同住宅用地、駐車場用地、公園が1件で、専決日は備考欄のとおりです。

報告(3) 18条第6項の規定による合意解約通知については、10ページ1番から5番の5件です。解約理由は、耕作目的が5件で、離作料は記載のとおりです。

報告(4) 施行規則第29条第1号該当転用届については、11ページ1番、2番の2件で、内容は農業用倉庫が2件です。

報告(5) 農地改良届については、12ページ1番、2番の2件です。内容は普通野菜畑が2件です。

以上です。

議長 これらの報告についてご意見ご質問はありませんか。

全員 ありません

議長 何もないようでしたら、以上で第1号議案、農地法関係申請等は終了します。続きまして、第2号議案、農政関係等について、事務局から説明をお願いします。

万代課長 2号議案の農政関係等について説明

浮田職務代理 なにか質問がありますか。なければこれで終わりたいと思います。

本日は、お忙しいところ、第二農業委員会総会にご出席いただき、慎重審議ありがとうございました。これをもちまして閉会といたします。

閉会 午前10時23分

以上議事の顛末を記録して相違ないので署名捺印する。

議 長

署名委員

署名委員